

すべての市民に、手話が言語であることが認識され、手話の理解が広がる。そして、互いに心を通わせ、支え合い安心して暮らすことができるまちを目指して「田川市手話言語条例」を制定しました。

「手話」は「言語」

私たちは、言葉を使ってお互いの意思や気持ちを理解し合ったり、知識を蓄えたりして生活しています。そして、多くの人は言葉を聞く、話すという音声によってコミュニケーションをとっています。しかし、世の中には、音声を聞くこと、音声で話すことができないため「手話」によってコミュニケーションをとって生活している人（ろう者）がいます。手話は、手指や体の動きとともに、表情やしぐさなどを使い、気持ちや伝えたいことを表現する「目で見る言葉」で、日本語とは異なる言語です。また、手話はろう者が使う言語ですが、ろう者同士だけが使うものではなく、ろう者と、ろう者以外の人がコミュニケーションをとるときにも必要不可欠な言語なのです。



こんなことで困っています

- ・外見では分かりにくい障害のため、周囲に気が付いてもらえないことがあります。
- ・音によって周囲の状況を判断することができません。
- ・音声での会話が困難なため、情報を得られない、またはコミュニケーションをうまくとることができません。



私たちができること

- 手話ができなくても筆談（紙などに字を書いて伝える）や身振り手振り、顔の表情、口話（相手の口の動きを読み取る）など、色々な方法で伝えることができます。
- ・筆談のときは、簡単な言葉で短く書きましょう。
 - ・口話のときは、顔が見える位置で口を「ゆっくり」「はっきり」動かして話しましょう。
 - ・マスクをしていると口の動きが見えないので、コミュニケーションをとるときはマスクを外しましょう。

手話は、
思いを伝える
「ことば」です。

手話言語条例の概要

＜基本理念＞

手話に関する取り組みは、音声言語である日本語と同じように、ろう者には手話を言語として意思疎通を図る機会などを保障される権利があることを基本とします。

＜市の責務＞

市は、基本理念に基づいて、ろう者が手話による意思疎通が円滑に行えるよう、市民に対して手話への理解を広げるとともに、手話の普及に関する必要な施策を実施します。

＜市民の役割＞

市民は、手話に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。この条例では、市内に在住する人のほか、市内で働く人や市内の学校に在学する人も市民としています。

＜事業者の役割＞

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供することや、市が実施する施策に協力することに努めるものとします。また、ろう者を雇用するときは、働きやすい環境の整備に努めるものとします。

手話をやってみよう



こんにちは

右手2本（人差し指と中指）を眉間に当てる



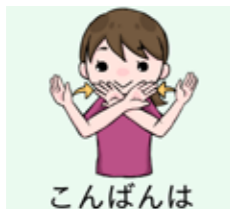
おはよう

こめかみ付近に当てた右こぶしを下におろす



ありがとう

小指を下にした右手を左手甲に軽く当て、拝むようにする。



こんばんは

両掌を前に向け中央で交差させる。



よろしく
お願いします

①鼻先に右手でこぶしを作る。
②こぶしを開きながら前へ出し、軽く頭を下げる。



はじめまして

①右掌を下にして、右手を上げながら人差し指以外の指を握る。
②人差し指を立てた両手を前後に向い合せ、お互いに近づける。

手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）

市では、手話を学んで日常に必要な手話の習得を目指す講座を毎年開催しています。現在、「入門編」の受講生を募集しています。手話の勉強を始めてみませんか。

【手話奉仕員養成講座（入門編）】

- と き 5月10日～10月4日毎週金曜日 19時～20時30分（全21回）
- と ころ スマイルプラザ田川
- 対 象 市内に在住か勤務している18歳以上の人
- 定 員 20人（先着順）
- 申し込み方法 電話または窓口で申し込み
- 受講料 無料（テキスト代実費）
- 申込期限 5月9日（木）



手話サークル「たんぽぽ手話の会」

手話サークルは、ろう者と交流しながらろう者と一緒に手話を学ぶ場です。定期的集まって活動しています。いつでも見学・入会できます。

- と き 毎週金曜日 19時～20時45分
毎週土曜日 13時～15時
- と ころ スマイルプラザ田川



講座への申し込み、サークルを見学したい場合や、
活動内容などを知りたい場合は問い合わせください。

高齢障害課障害者支援係 ☎85-7130